

いじめ防止基本方針

小樽市立潮見台中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。このことから、本校は、いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います。

- (1) 学校は、生徒が安心して登校し、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- (2) 生徒が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実現できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。
- (4) 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、小樽市のルール「スマート7」を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組みます。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケート、個別面談を実施し、生徒一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- (6) いじめは絶対に許されないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- (7) いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- (8) いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- (9) 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- (10) 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を記録するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋がります。「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応のした、被害生徒を徹底して守り通します。
- (11) 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう充分留意します。

2 いじめとは

(1) 定義

いじめとは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」という。

(2) いじめを理解するに当たって留意する事項

- ① いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③ 生徒の善意に基づく好意であっても、意図せずに相手側の生徒に深層の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。

- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の案じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- ⑤ 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害性と本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

3 いじめの防止等について

(1) 未然防止

学校においては、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、学校は生徒に対して、傍観者とならず、「いじめ対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見

学校はいじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

(3) 早期対応

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

4 事故発生から再発防止までのいじめに対する措置

